資料０１

芸西村告示第 73 号

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務について，公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので，次のとおり公告する。

令和８年４月 20 日

芸西村長　松　本　　巧

１　業務概要

（１）　業務名

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務

（２）　業務内容

芸西村教育施設集約化事業に伴う建築基本設計業務

（３）履行期間

契約締結の翌日から令和９年 12 月 24 日（金）まで

２　参加資格及び評価基準

（１）参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は，次に掲げる要件を全て満たすものであること。

Ⅰ．参加者の資格要件

ア　令和８・９年度芸西村競争入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）若しくは高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、この公告の日において入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、このプロポーザルに限る入札参加資格の追加受付に申請し、同等と認められた者は、この要件を満たしている者として取り扱う。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

オ　芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 15 号）第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者でないこと。

カ　この公示の日から技術提案書提出までの間において、国、高知県及び芸西村から指名停止の措置をうけていないこと。

Ⅱ．参加者等の条件

ア　参加者は、県外事業者と県内事業者（県内に主たる営業所を有する企業者をいう。）の２者で構成する設計共同企業体（以下、「設計ＪＶ」という。）とし、構成企業は一級建築士事務所であること。

イ　設計ＪＶの構成員全てが「Ⅰ．参加者の資格要件」を満たしていること。また、設計ＪＶの構成員は、他の設計ＪＶの構成員として参加表明書等の提出はできないものとする。

ウ　管理技術者及び各分野の担当主任技術者※1は、それぞれ１名ずつ配置すること。また、管理技術者は設計ＪＶの代表者が配置すること。

エ　管理技術者及び建築意匠担当主任技術者は、参加表明書等を提出した設計ＪＶの構成員と直接的な雇用関係※2にあること。

オ　管理技術者及び建築意匠担当技術者は、一級建築士であること。また、平成 28 年４月以降日本国内で竣工又は実施設計が完了した同種業務（延床面積５，０００㎡以上の教育施設（国土交通省告示第８号）の新築における基本設計業務又は実施設計業務あるいは、類似業務（延床面積５，０００㎡の国又は地方公共団体建築施設の実施設計業務）の新築における基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。

カ　建築構造担当主任技術者は、構造一級建築士又は一級建築士であること。

キ　電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士であること。

※1：各担当分野の主任技術者とは、「建築意匠」、「建築構造」、「電気設備」、「機械設備」の分野を担当する主任技術者とする。

※2：直接的な雇用関係とは、管理技術者又は各担当主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、出向者、派遣社員については該当しないものとする。

（２）　参加表明書及び技術提案書を評価するための審査要領

「審査要領」による。

３　手続等

（１）担当課

〒781-5792　高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

芸西村教育委員会事務局

電話 0887-33-2400　ファックス 0887-32-2014

電子メール kyoiku@vill.geisei.lg.jp

（２）実施要領の交付期間及び交付方法

ア　交付期間

令和８年４月 20 日（月）から令和８年５月 28 日（木）まで

イ　交付方法

芸西村ホームページからダウンロードするものとする。

（３）参加表明書の受付期間等

ア　受付期間

令和８年４月 20 日（月）から令和８年５月 28 日（木）午後５時まで

イ　提出場所

（１） の担当課に同じ。

ウ　提出方法

持参又は郵送による。（いずれの方法でも提出期間内の必着とする。）

① 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時までとする。

（４）技術提案書の受付期間等

ア　受付期間

令和８年６月４日（木）から令和８年７月２日（木）午後５時まで

イ　提出場所

（１） の担当課に同じ。

ウ　提出方法

持参又は郵送による。（いずれの方法でも提出期間内の必着とする。）

① 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時までとする。

４　その他

（１）　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　契約書作成の要否

要

（３）　関連情報を入手するための照会窓口

上記３（１）の担当課に同じ。

（４）　詳細は、芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル実施要領による。